

公益社団法人豊島法人会 青年部会規約

(名称)

第 1 条 本会は公益社団法人豊島法人会青年部会と称する。

(組織及び資格)

第 2 条 公益社団法人豊島法人会青年部会（以下「本会」という。）は公益社団法人豊島法人会（以下「法人会」という。）定款第 36 条に規定する部会として組織するものであって、法人会員のうち、第 11 条の定める年齢までの本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(入会手続)

第 3 条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続を行うことによって入会することができる。

(事務所)

第 4 条 本会の事務所は、法人会事務局内に置く。

(目的)

第 5 条 本会は法人会の理念に則り、健全な税務及び経営に関する知識の相互研鑽を図ることにより、法人会の事業推進に積極的に支援協力し、法人会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 6 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税務及び経営に関する知識についての研修会、その他会員の資質の向上に必要な集会等を開催すること。
- (2) 会員相互の連絡協調を図ること。
- (3) 法人会が行う事業活動への協力に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要なこと。

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

部会長	1名
副部会長	5名以内
会計	2名
会計監査	2名
幹事	30名以内

(役員を選任)

第 8 条 前条の役員は、本会役員会において、会員の中より候補者を選出し選任される。

2 本会入会 1 年未満の会員は、前項の候補者に選出されない。但し、幹事の候補者については、この限りでない。

(役員職務)

第 9 条 部会長は会務を総理し、本会を代表して法人会役員会に出席するものとする。

2 部会長事故あるときは、副部会長がその職務を代行する。

3 会計は本会の会計事務を処理する。

4 幹事は本会の運営を協議執行する。

5 会計監査は会計処理が適正に行われたかを監査する。

(役員任期)

第 10 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 役員任期途中、第 11 条に定める年齢をすぎても任期中は解任しない。

3 増員又は補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。

4 やむを得ない事情により役員を退任する場合は、役員会の承認をもって決定する。

(定年について)

第 11 条 満 55 才を迎えた会員は、その年度の年次報告会をもって定年退会とする。

(除名)

第 12 条 会員が次の各号に該当する場合には、役員会の決議により除名することができる。

(1) 会員としての義務の履行を怠ったとき。

(2) 本会の名誉をき損し、又は、本会の目的に反する行為があったとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に役員会で弁明の機会を与えなければならない。

(役員解任)

第 13 条 本会の役員にふさわしくない行為があった場合、その他第 12 条第 1 項各号の一に類する事実があったときは、総役員（過半数の）同意によりその役員を解任することができる。

(会議の種類)

第 14 条 会議は役員会とし、部会長がこれを招集し議長となる。

(会議の議事)

第 15 条 役員会は、役員の出席者の過半数の同意を得て議決する。

(経費)

第 16 条 本会の経費は、負担金及び法人会の青年部事業費並びに臨時負担金をもってこれにあてる。

2 負担金は年額 10,000 円とし、毎年 4 月に一括徴収する。

3 負担金は、次の目的に使用する。

(1) 青年部が主催する事業の一部に充当する。

(2) 青年部会員の慶弔に充当する。

(収支予算、収支決算費)

第17条 本会の収入・支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに会長に報告し、法人会理事会の承認を得なければならない。

2 承認を得た本会の収入、支出に関する予算及び決算書は、事業計画及び事業報告書とともに、本会員に年次報告会で報告するか、または文書で報告をしなければならない。

(事業年度)

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終了する。

(慶弔規定)

- 第19条
- | | |
|---|----------------|
| (1) 社屋落成 (招待があった場合) | 5,000円 |
| (2) 火災見舞 | 5,000円 |
| (3) 水害見舞 | 3,000円 |
| (4) 死亡 | |
| 本人 | 花輪及び香典 10,000円 |
| 代表者又は配偶者 | 香典 5,000円 |
| (5) 青年部会員の資格がなくなった場合 (年齢) | 3,000円 |
| (6) その他 | |
| (7) 慶弔時には、部会長と連絡をとり、地区の副部会長及び役員がその折衝に当たる。 | |

(改 廃)

第20条 この規約を改廃するときは、法人会理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成18年法律第50号) 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(改 正)

平成28年5月11日改正 (平成28年度第1回理事会議決)